

## 中原区制50周年記念ロゴマーク使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が中原区制50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてロゴマークとは、中原区制50周年を記念して、区の魅力発信や記念事業の展開を目的として選定した別紙のものをいう。

(使用の手続き)

第3条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、中原区制50周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、ロゴマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、中原区制50周年記念ロゴマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前項に定める使用の承認にあたっては、区長は必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。ただし区長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) ロゴマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない。
- (2) ロゴマークのデザインは、原則として別紙に定められたものを使用する。

(使用承認しない場合)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときはロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) 区の品位を傷つけ、またはロゴマーク制定の目的の妨げとなるおそれのある場合
- (4) 区が行う事業または、区が支援等を行なう事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他区長が適当でないと認める場合

(所管)

第6条 この要領の所管は中原区役所まちづくり推進部企画課とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか必要な事項は区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年1月20日から施行する。

(この要領の失効等)

- 2 令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認したロゴマークの使用に係るこの要領の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別紙（第2条、第4条関係）

文字入り



<カラー>



<モノクロ>

文字なし



<カラー>



<モノクロ>